

箕面市支援教育充実検討委員会 答申（素案）の 市民意見に対する基本的な考え方

令和5年(2023年)1月
箕面市支援教育充実検討委員会

○ 詮問事項 1 「学びの場の充実について」

(1) 児童生徒一人一人に十分な支援を行うべきである

個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、自立活動を中心に、特別の教育課程を組み、支援を行っています。個別の教育支援計画及び指導計画については、支援学級担任から通常学級担任や介助員等に情報共有し、児童生徒に応じた支援ができるよう取り組んでいます。

引き続き、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行っていく必要があると考えています。

(2) 「（仮称）学びの充実サポーター」の指示体制について

「（仮称）学びの充実サポーター」に対して、支援を行う児童生徒について、指示体制の構築が必要であると考えています。加えて、研修の充実などに努めていく必要があると考えています。

(3) 「通級指導教室を全校配置」は賛成だが、通級指導教室を設置したら問題解決ではない

「通級指導教室を全校配置」について、ご賛同ありがとうございます。通級を全校に設置することは、あくまでスタートであり、教員の資質向上などについて、努めていく必要があると考えています。

○ 詮問事項 1 「学びの場の充実について」

- (4) 支援教育介助員を「（仮称）学びの充実サポーター」に移行するというのはとても良い施策だと思う
- (5) サポーターは支援学級在籍や通級指導教室利用を条件とするのではなく、全ての子どもを対象とするべきである

「（仮称）学びの充実サポーター」については、支援学級などの在籍に関わらず、支援を必要とする児童生徒に対して支援を行う必要があると考えています。

- (6) 通常学級での学習の際のサポート対象をまず支援学級在籍児童生徒を優先にサポートを行うという文言が必要ではないか。来年度から施行されるならば、支援学級在籍児童生徒に対して支援が手薄になるのではないかと不安になる子どもや保護者も多くなると予測される

検討委員会としては、優先順位まで示すものではないが、学校現場の混乱を避けるために必要に応じて教育委員会が設定することは問題ないと考えています。

また、「（仮称）学びの充実サポーター」を含めた教職員の研修の充実などに努めていく必要があると考えています。

○ 詮問事項1 「学びの場の充実について」

(7) 「(仮称)学びの充実センター」の名称について業務内容に合ったものに変更するべきである

名称については、あくまでも、仮称となりますが、「学習のサポート」を行うという印象を与えててしまう点について、正式な名称決定の参考とさせていただきます。

(8) 個別の教育支援計画及び指導計画は経験の浅い教員のみならず、すべての教員が活用するべきものである

個別の教育支援計画及び指導計画については、ご意見のとおり、児童生徒の状態や特性を把握するためのものであり、経験の有無に関わらず、必要なものであると考えております。計画の充実及び計画の着実な遂行が必要不可欠であると考えています。

(9) 自立活動について、児童生徒の実態を把握することができた場合も、それに応じた自立活動は何を取り入れれば良いか分からず新任にとって、最適な活動を提案してくれるシステムは是非導入していただきたい

児童生徒の必要に応じた自立活動が不可欠であり、LITALICOを活用することで、最適な自立活動を提供するための一つのツールとして学校現場に活用いただくことが望ましいと考えています。

全てLITALICOに頼るのではなく、児童生徒の実態に合わせて教員が選択していくことが大切であると考えています。

○ 詮問事項2 「教職員の在り方について」

(1) 特別支援学校教諭免許を取得するべきである

「特別支援学校教諭免許を取得する」について、ご賛同ありがとうございます。特別支援学校教諭免許を取得することで、支援教育に係る知識や専門性を向上することにつながると考えています。また、各校に特別支援学校教諭免許の取得者がいることで、校内の支援教育の中心的な役割を担うだけでなく、学校全体の支援教育に対する知識や理解の向上につながると考えています。

(2) 「支援教育コーディネーター」を市費等で加配するべきである

支援教育コーディネーターは校内支援体制の中心となる人材です。支援教育コーディネーターの市費による加配については、必要に応じて検討していくべきであると考えています。

(3) 教員は支援教育を経験するべきである

支援学級担任を経験することで、教員の視野が広がることにつながると考えています。また、多くの教職員に障害理解を含む、支援教育に係る研修の充実に努めていく必要があると考えています。

○ 詮問事項2 「教職員の在り方について」

- (4) 今後、支援学級在籍の児童生徒が、通常学級に在籍しながら通級指導教室の利用を希望し、学びの場を変更したいと考えた場合、通常学級担任の障害や特性についての理解が乏しいのが現状である
- (5) 『今回のいじめ重大事態事案では、生徒の特性の把握が弱く、具体的な支援の手立てや教室内での基礎的環境整備、必要な合理的配慮が足らず、個々の特性の理解や対等な関係を育むことも不十分であったため、ともに過ごしながらも、その中で排除や、いじめが生起した現実がある』とあったが、今の中学校での現状はまさしくこの状態のままである
- (6) 人員不足を理由にされるが、人員の確保とともに、教職員への支援教育の在り方についてもっと学んでいただきたい

通常学級担任や教科担任を含めて障害特性の理解や合理的配慮、基礎的環境整備などを理解していくことが重要であると考えています。今まででは、支援学級担任向けに研修が実施されることが多かったため、今後は、全教職員に支援教育に係る研修が必要であると考えています。

○ 詮問事項3 「保育所・幼稚園・小学校・中学校における連続性について」

(1) 小学校・中学校における支援内容に差があると感じる

月齢に応じて支援を実施することになりますが、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、自立活動（一人一人の自立に向けた取組）を中心に、特別の教育課程を組み、支援を行っています。個別の教育支援計画及び指導計画については、支援学級担任から通常学級担任や介助員等に情報共有し、児童生徒に応じた支援ができるよう取り組んでいます。小学校と中学校の接続部分では、互いの支援方法を共有した上で、歩み寄っていくことで支援内容に大きな変化が発生しないように配慮が必要であると考えています。

(2) 小中の人事交流については、免許の問題等があるため、希望の範囲内で行うべきである

ご意見のとおり免許の関係がありますので、実施する場合については、希望の有無など判断が必要であると考えております。小中一貫校につきましては、施設一体型で小学校と中学校が併設しており、互いの教育活動を把握し易い環境にありますので、活用していくべきであると考えています。

(3) 「支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく」という表現に疑問がある

小学校と中学校の接続部分では、一方的に中学校に寄せるのではなく、互いの支援方法を共有した上で、歩み寄っていくことが必要であると考えています。

○ 詮問事項 4 「人権意識と障害理解について」

(1) 障害や特性について教職員の理解が乏しい

学校現場に関わる全ての教職員の研修の充実などに努めていく必要があると考えています。

(2) 箕面市で「ともに学び ともに育つ」教育を実施してきた人や、障害当事者を講師にして研修を実施するべきである

障害理解を含む人権研修を行うにあたり、「ともに学び ともに育つ」教育に理解のあるかたを講師としてお招きすることを検討するべきであると考えています。また、障害当事者のかたが講師となつていただく研修も大変効果的であると考えています。必要に応じて、講師としてお招きすることを検討するべきであると考えています。

(3) 支援学級在籍の児童生徒が、自立活動でクラス以外で過ごす時間が増える場合、通常学級の児童生徒が支援学級の子どもたちに対して差別や偏見を抱かないよう、今まで以上に互いのちがいを認め合い、尊重していけるような教育を行う必要があり、教職員も今まで以上にクラスでの環境整備や合理的配慮をきめ細やかに行う必要がある

詮問事項 2 の回答と重複しますが、通常学級担任や教科担任を含めて障害特性の理解や合理的配慮、基礎的環境整備などを理解していくことが重要だと考えています。

今までは、支援担任向けに研修が実施されたことが多かったため、今後は、全教職員に支援教育に係る研修が必要であると考えています。

○追加意見事項 「支援学級及び通級に係る文部科学省通知について」

- (1) 「週の半分以上を支援教室で」となると「インクルーシブ教育」は達成できない
- (2) 「ともに学び ともに育つ」教育を継続して推進してほしい
- (3) 支援学級在籍の子どもも、今までどおり通常学級でともに学び、個々の必要に応じて通級指導教室や支援学級教室に通う案でどうか薦めていただきたい
- (4) 通常学級でともに過ごすことが良い効果を生み出していることを発信してほしい

大阪府内の市町村においては、「ともに学び ともに育つ」教育を大切にしており、支援学級に在籍する児童生徒についても、可能な限り、通常学級において、多くの時間を過ごし、障害のある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人一人を尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む取組を行ってきました。一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を引き続きしていく必要があると考えています。

- (5) 「支援教育専門員」がもし配置されれば、専門的な意見を反映した個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が可能になり、より困り感を抱える子どもにとって良い支援ができると思う

「支援教育専門員」の配置について、ご賛同ありがとうございます。学校現場をバッカアップする体制が必要であると考えています。

○その他 「答申素案」の全般に関わって

(1) 「答申素案」の周知が学校現場に行き届いていない状況がある

「答申素案」については、管理職への周知を含めて、説明は事務局より実施していますが、最終の答申についても、広く全教職員に周知する必要があると考えています。

(2) パブリックコメント後の方針について、できるものから段階的に実施していくべきである

内容により、段階的に実施する施策もあると考えられますが、すみやかに実施できるものについては、令和5年度より実施していくべきであると考えています。

(3) 導入後は定期的に検証を行い、現場に合ったものとなるよう修正すること

検討委員会としては、今回の答申を受けて箕面市が実施する支援教育に対して、来年度以降も引き続き効果検証を行う必要があると考えています。

加えて、文部科学省において、「通常の学級に在籍する児童生徒への支援の在り方に
関する検討会議」や「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指
導・支援の在り方等に関する有識者会議」など、様々な検討が行われています。検討委
員会においても、議論すべき項目があれば、調査及び検討を行っていきたいと考えてい
ます。